

一般財団法人平和・安全保障研究所

研究活動に係る不正行為等の防止等に関する規程

平成20年3月18日制定

平成26年10月1日改正

目 次

第1条	(目的)	1
第2条	(定義)	1
第3条	(責任と権限)	1
第4条	(最高管理責任者)	1
第5条	(統括管理責任者)	1
第6条	(経理管理責任者)	2
第7条	(研究者の責務)	2
第8条	(不正防止計画)	2
第9条	(受付窓口)	2
第10条	(告発等の取扱い)	2
第11条	(告発者・被告発者の保護)	2
第12条	(調査を行う機関)	3
第13条	(不正調査委員会)	3
第14条	(予備調査)	3
第15条	(本調査)	3
第16条	(調査方法)	4
第17条	(調査中における一時的措置)	4
第18条	(認定)	4
第19条	(調査結果の通知)	4
第20条	(不服申立て)	4
第21条	(不服申立ての審査及び再調査)	5
第22条	(告発者からの不服申し立て)	5
第23条	(研究資金の使用中止)	5
第24条	(処置)	5
第25条	(公表)	5
第26条	(不正行為が行われなかったと認定された場合の措置)	5
第27条	(守秘義務)	6
第28条	(再発の防止)	6
第29条	(その他)	6

別 紙

○

○

一般財団 法人平和・安全保障研究所

研究活動に係る不正行為等の防止等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、当研究所において研究に携わる者（以下「研究者」という。）の研究活動上の不正行為及び研究費の不正使用（以下「不正行為等」という。）を防止するとともに、不正行為等が行われ、又はそのおそれがある場合に厳正かつ適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、各号に掲げるとおりとする。

(1) 研究活動上の不正行為 研究者が研究活動を行う場合における次に掲げる行為をいう。

ア 捏造 存在しないデータ、研究成果等を作成すること。

イ 改ざん データ、研究成果等を不正に変更する操作を行い、その結果得られた変更・変造データ等を報告もしくは論文等に利用すること。

ウ 盗用 他人のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文等を当該者の了解若しくは適切な表示をしないで流用すること。

(2) 研究費の不正使用 法令若しくは研究費を配分した機関が定める規程等又は当研究所規程等に違反する経費の使用をいう。

(責任と権限)

第3条 当研究所における研究活動上の不正行為の防止及び研究費の適正な管理運営のために最高管理責任者、統括管理責任者及び経理管理責任者を置く。

(最高管理責任者)

第4条 理事長は、最高管理責任者として本研究所全体を統括し、研究活動上の不正行為の防止及び研究費の適正な管理運営について最終責任を負う。

2 最高管理責任者は、前項の任務を遂行するに当たり、必要に応じ統括管理責任者に指示を与えるものとする。

(統括管理責任者)

第5条 常務理事（事務局長）は、統括管理責任者として最高管理責任者を補佐し、研究活動上の不正行為の防止及び研究費の適正な管理運営のために計画等の作成及び指導等に任じ、また、研究費の運用管理に関し、監査実施の計画、指導等を行う。

2 統括管理責任者は、次の各号に掲げる業務を行い、実施状況を確認して最高管理責任者に報告する。

(1) 不正防止計画の企画及び立案に関すること。

(2) 不正防止計画の推進に関すること。

(3) 不正防止の検証に関すること。

(4) 研究活動上の不正発生要因に対する改善策に関すること。

3 統括管理責任者はコンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者を兼ね、不正防止を図るため、研究費の運営・管理に関わる研究員および経理係に対しコンプライアンス教育及び研究倫理教育を実施するとともに、必要に応じて実施状況の改善を指導する。

(経理管理責任者)

第6条 経理係は、経理管理責任者として、研究費の保管、予算の使用状況等について責任を有する。

(研究者の責務)

第7条 研究者は、研究活動上の不正行為及び研究費の不正使用を行ってはならない。

2 研究活動上の不正行為及び研究費の不正使用が認定された場合は、当該研究活動等上の不正行為に関与した者に対して「職員就業規則」、「非常勤職員就業規則」等の関係諸規程に従って、処分を課すものとする。

(不正防止計画)

第8条 最高責任者は、研究活動上の不正行為等を発生させる要因（以下「不正発生要因」という。）を把握し、その対応のため、具体的な研究活動の不正防止計画（以下「不正防止計画」という。）を策定し、自ら不正防止計画の進捗・管理に努める。

(受付窓口)

第9条 当研究所における不正行為等に関する告発、相談、情報提供（以下「告発等」という。）に対応するために受付窓口を置き、書面、電話、ファクシミリ、電子メール、面談などにより受け付ける。

(告発等の取扱い)

第10条 前条の規定により告発等があった場合には、受付窓口は速やかにその内容を最高管理責任者及び統括管理責任者に報告する。

2 統括管理責任者は、最高管理責任者の承認を得た上で、不正行為等が行われようとしている、あるいは不正行為等を求められているという告発等については、内容を確認・精査し、相当の理由があると認めるときには、告発等をされた者（以下「被告発者」という。）に警告を行う。ただし、被告発者が当研究所に所属する者でない場合は、被告発者の所属する機関に当該告発等を回付する。

(告発者・被告発者の保護)

第11条 告発等を受け付ける場合は、告発内容や告発者の秘密を守るため適切な方法を講じなければならない。

2 受付窓口の職員及びこの規程に定める業務に携わる者（以下「調査関係者」という。）は、告発者及び被告発者、告発内容及び調査内容（以下「調査内容等」という。）については、他に漏らしてはならない。

3 調査内容等が漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得た上で、調査内容等を公にすることができる。ただし、告発者及び被告発者の責により漏洩した場合は、本人の了解は不要となる。

4 最高管理責任者は、告発者に対し、単に告発をしたことを理由に不利益処分を行うことはできない。ただし、告発等が悪意に基づくものと認定があった場合は、第 25 条の規定により処置される。

5 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に告発等がなされたことのみをもって、被告発者に対し不利益処分を行うことはできない。

(調査を行う機関)

第 12 条 被告発者が、当研究所に所属する場合は、原則として当研究所で事案の調査を行う。

2 被告発者が、複数の研究機関に所属する場合は、原則として被告発者が告発等をされた事案に係る研究を主に行っていた研究機関を中心とし、被告発者が所属する複数機関で合同調査を行う。

3 異なる研究機関において行った研究にかかる告発等を当研究所に所属する職員等が受けた場合は、当研究所と研究が行われた研究機関で合同調査を行う。

4 被告発者が、当研究所を既に離職している場合は、現に所属する研究機関が当研究所と合同で調査を行う。ただし、被告発者が離職後、研究機関に所属していない場合は、当研究所で調査を行う。

(不正調査委員会)

第 13 条 第 10 条 の報告に基づき、最高管理責任者は、不正行為等について調査するため、当研究所に第三者を含む不正調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

2 調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

3 最高管理責任者は、第 16 条に規定する本調査を行う場合は、調査する事案に応じて調査委員会の調査権限を定め、関係者に周知する。

(予備調査)

第 14 条 調査委員会は、告発等の内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行い、本調査を行うか否かについて決定し、その結果を告発等の受付の日から 30 日以内に最高管理責任者に報告する。

2 告発等がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発等に係る予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯・事情を含め、不正行為等の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

3 最高管理責任者は、第 1 項の報告に基づき、本調査を行わないことを決定した場合には、理由を付してその旨を告発者に通知する。

(本調査)

第 15 条 前条の報告に基づき、最高管理責任者が本調査を行うことを決定した場合は、調査委員会は前条の報告の日から 30 日以内に本調査を開始する。

2 最高管理責任者は、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し調査への協力を求める。被告発者が他機関に所属している場合は、当該所属機関に対しても通

知する。なお、当該事案に係る研究に配分された資金の配分機関（以下「資金配分機関」という。）に対しても通知する。

3 最高管理責任者は、告発者及び被告発者に対し、調査委員会委員の氏名及び所属を通知する。調査委員会委員に関し、告発者及び被告発者は、通知された日から 10 日以内に異議申立てをすることができる。

4 前項の異議申立てがあった場合、最高管理責任者は内容を審査し、その内容が妥当であると判断した場合は、当該意義申立てに係る委員を交代させるとともに、審査結果及び委員交代の有無を告発者及び被告発者に通知する。

（調査方法）

第 16 条 調査委員会は、本調査の実施にあたり告発等された研究に係る論文や生データ等の各種資料、経費の使用に係る証拠書類等の精査や、関係者のヒアリングにより行う。

2 前項の調査の際、調査委員会は告発者及び被告発者から弁明を聴取しなければならない。

3 調査に対して、告発者及び被告発者などの関係者は誠実に協力しなければならない。

4 調査の対象には、告発等に係る研究のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の研究を含めることができる。

5 調査委員会は、告発等に係る研究に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。告発等に係る研究が他の研究機関で行われた場合は、当該研究機関に証拠となるような資料等を保全する措置を要請する。

（調査中における一時的措置）

第 17 条 最高管理責任者は、第 13 条の規定により本調査の実施が決定された場合には、調査結果の報告を受けるまでの間、当該調査に関する研究に係る経費の執行の停止を命ずることができる。

（認定）

第 18 条 調査委員会は、本調査の開始後 150 日以内に次の各号に掲げる事項の認定を行うとともに、これを含んだ調査結果をまとめ、最高管理責任者に報告する。

（調査結果の通知）

第 19 条 最高管理責任者は、調査結果を速やかに告発者及び被告発者（被告発者以外で不正行為等に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知する。被告発者が他機関に所属している場合は、当該機関に対しても通知する。また資金配分機関に対しても報告する。

2 告発等が悪意に基づくものと認定された告発者が他機関に所属している場合は、当該所属機関に対して通知する。

3 調査結果の報告が期日までに完了しない場合は、資金配分機関に対して中間報告を行う。

4 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに認定し、資金配分機関に報告する。

5 調査中に資金配分機関から調査の進捗状況報告または中間報告を求められた場合はこれに応じなければならない。

(不服申立て)

第 20 条 不正行為等が行われたと認定された被告発者は、前条の通知の日から 10 日以内に最高管理責任者に不服の申立てをすることができる。

2 前条の申立ては書面をもって行うものとする。

(不服申立ての審査及び再調査)

第 21 条 不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合については、最高管理責任者は調査委員会の委員を交代させ、新たに調査委員会を設置できることとする。

2 調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定し、その結果を告発者、被告発者及び資金配分機関に通知する。

3 再調査を行う決定を行った場合には、調査委員会は被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向け協力を求め、被告発者がその協力を行わない場合は、再調査を行わず、打ち切ることができる。

4 調査委員会が再調査を開始した場合は、当該不服申立てを受けた日から 50 日以内に、第 19 条の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を最高管理責任者に報告する。

5 最高管理責任者は、前項の結果を被告発者及び告発者に通知する。被告発者が他機関に所属している場合は、当該所属機関に対しても通知する。また、資金配分機関に対しても通知する。

(告発者からの不服申立て)

第 22 条 告発等が悪意に基づくものと認定された告発者は、その認定について、第 20 条の例により不服申立てをすることができ、その審査及び再調査については、第 21 条の例による。

(研究資金の使用中止)

第 23 条 最高管理責任者は、不正行為等が行われたとの認定があった場合は、直ちに当該研究費の使用中止を命ずる。

(処置)

第 24 条 最高管理責任者は、不正行為等が行われたとの認定があった場合又は告発等が悪意に基づくものと認定があった場合には、平和・安全保障研究所就業規則（平成 26 年 4 月 1 日改正第 42 条）等の定めを準用して処置する。

(公表)

第 25 条 最高管理責任者は、不正行為等が行われたとの認定があった場合又は告発等が悪意に基づくものと認定があった場合には、不開示に合理的な理由がある場合を除き、不正行為等に関与した者の氏名、所属、不正行為等の内容、講じられた措置の内容等について公表するものとする。

(不正行為が行われなかったと認定された場合の措置)

第 26 条 最高管理責任者は、不正行為等が行われなかったとの認定があった場合は、16 条第 5 項の証拠保全措置及び第 17 条の一時的措置を解除する。

2 最高管理責任者は、不正行為等を行わなかったと認定された者の名誉を回復させるため、当該事案において不正行為等が行われなかった旨を調査関係者に対して、周知する。当該事案が調査関係者以外に漏洩している場合は、調査関係者以外にも周知する。

(守秘義務)

第 27 条 調査関係者は、調査等により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。職務を退いた後も同様とする。

(再発の防止)

第 28 条 研究費の運営・管理について不正な事例が発生した場合は、調査結果に基づきルール上の改善について必要な措置を講じる。

(その他)

第 29 条 この規程の実施に関し必要な事項は、研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて（平成 26 年 8 月 26 日付け）及び研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 26 年 2 月 18 日付け文部科学大臣決定）に準じる。その他必要な事項は別紙に定める。

附則

この規程は、平成 20 年 3 月 18 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 10 月 1 日改訂する。